

第103回国有財産東北地方審議会

日 時 平成28年2月26日（金）
午後1時57分から午後2時36分

場 所 東北財務局第一会議室

第 1 0 3 回国有財産東北地方審議会 議 事 録

〔審議会日程〕

開催日時 平成 2 8 年 2 月 2 6 日（金）
午後 1 時 5 7 分～午後 2 時 3 6 分
開催場所 東北財務局第一会議室

〔 1 . 開 会 〕

○三浦管財総括第一課長

それでは、ただいまから第 1 0 3 回国有財産東北地方審議会を開催いたします。

私は、管財総括第一課長の三浦と申します。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、昨年 1 2 月に委員の方々の改選がございましてから、初めての開催となります。後ほど、委員の皆様の互選によりまして会長を選出していただくこととなりますが、それまでの間、審議会事務局といたしまして本日の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、恐縮ではございますが、座らせていただきます。

まず初めに、審議会の成立を御報告いたします。

お手元に五十音順の委員名簿をお配りしてございますが、本日、御出席いただきました委員は、総数 1 2 名のうち 1 0 名でございます。委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

〔 2 . 委員紹介 〕

○三浦管財総括第一課長

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、新たに御就任いただきました委員の方を御紹介させていただきます。

株式会社東奥日報社専務取締役役員室長の洞内正幸様でございます。

○洞内委員

洞内でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

次に、引き続き御就任いただきました委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。

浅野・松尾協同法律事務所所長、弁護士の浅野孝雄様でございます。

○浅野委員

浅野です。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ副理事長の入間田範子様でございます。

○入間田委員

入間田でございます。

○三浦管財総括第一課長

株式会社七十七銀行代表取締役頭取の氏家照彦様でございます。

○氏家委員

氏家でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

東北電力株式会社取締役会長の海輪誠様でございます。

○海輪委員

海輪でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

株式会社仙台中央不動産鑑定所代表取締役の須藤信行様でございます。

○須藤委員

須藤です。よろしくどうぞお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

秋田県農業会議副会長の高瀬俊作様でございます。

○高瀬委員

高瀬です。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

株式会社舞台ファーム代表取締役の針生信夫様でございます。

○針生委員

針生です。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

岩手県立大学准教授の山田佳奈様でございます。

○山田委員

山田と申します。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

福島県住宅生活協同組合理事長の和合アヤ子様でございます。

○和合委員

和合です。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

同じく引き続き就任いただきました山形大学教授の大友幸子様、東北大学教授の増田聡様のお二方につきましては、本日、所用により欠席されております。

当審議会は、以上12名の皆様によりまして御審議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

なお、今回の改選におきまして、当審議会のために御尽力いただきました塩越隆雄委員が退任されました。心から感謝の意を表する次第でございます。

続きまして、当局の職員を紹介させていただきます。

東北財務局長の河野でございます。

○河野財務局長

河野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

管財部長の橋本でございます。

○橋本管財部長

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

管財部次長の伊藤でございます。

○伊藤管財部次長

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦管財総括第一課長

どうぞ、よろしく願いいたします。

〔3. 会長選出〕

○三浦管財総括第一課長

それでは、次に、会長選出の手続に入りたいと思います。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、委員の皆様方の互選により選任することとされております。

お手元に委員名簿をお配りしてございますので、どなたか御推薦いただきたいと思います存じますが、いかがでございましょうか。

お願いします。

○須藤委員

須藤でございます。

私から、氏家委員を推薦したいと思います。

氏家委員は、皆様御承知のとおり、東北の金融・経済界を代表するお一人として幅広く活躍されております。御見識も大変優れた方でございます。ぜひ会長をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

○三浦管財総括第一課長

ありがとうございました。御異議がないようですので、氏家委員に当審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、氏家委員、こちらの会長席までお越しく下さい。

〔氏家委員 会長席に着席〕

〔4. 会長挨拶〕

○三浦管財総括第一課長

それでは、氏家会長より御挨拶を賜りました上で、以後の運営は会長をお願いしたいと存じます。

また、国有財産法施行令第6条の5第3項に、会長の職務を代理する委員を会長があらかじめ指名することとされておりますので、あわせて御指名いただきますようお願いいたします。

それでは、氏家会長、よろしく願いいたします。

○氏家会長

ただいま御選任いただきまして、会長を務めることに相なりました氏家でございます。どうぞ皆様、よろしく願い申し上げます。

それでは、着座して御挨拶をさせていただきます。

国有財産東北地方審議会でありますけれども、東北財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくかということ審議する大変重要な会議でございます。

会長といたしまして、本審議会の使命を果たすために円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、これまで同様、活発な御議論をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔5. 会長代理の指名〕

○氏家会長

ここで、当審議会の会長代理を指名させていただきます。

会長代理につきましては、国有財産法施行令第6条の5により、会長があらかじめ指名するとされておりますので、私から指名させていただく次第であります。

本日御欠席ではあります、前期に引き続きまして増田委員に会長代理をお願いしたいと存じます。事務局からよろしくお伝え願いたいと思っております。

なお、本審議会は、審議会規則により議事録の公開を前提としております。このため、後日、事前に皆さんに御確認いただいた上で、東北財務局のホームページに内容を公開することとなっております。

また、本日の審議結果につきましては、審議会終了後に概要を記者発表する予定とのごことでございますので、あらかじめ御了解願いたいと存じます。

〔6. 東北財務局長挨拶〕

○氏家会長

それでは、審議に先立ちまして、東北財務局長から御挨拶がございますので、河野局長、よろしくお願い申し上げます。

○河野財務局長

改めまして、東北財務局長の河野でございます。昨年7月に東北財務局長を拝命させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年12月に、当審議会委員の任期満了に伴いまして改選をさせていただいたところでございます。委嘱に際しまして、皆様方には御多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。改めまして、2年間よろしくお願い申し上げます。

本日、ご審議いただきます諮問事項でございますが、「青森県東津軽郡平内町に所在する普通財産を、平内町に対し、消防庁舎等防災施設整備事業用地として時価売却することについて」でございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、当局に関する最近の動きについて、少しお話をさせていただきます。

昨年9月の関東・東北豪雨では、関東、東北地方に大きな被害をもたらしたところでございます。東北では宮城、福島、岩手の各県で河川や道路、農地に被害が発生いたしました。また、被災された方に対しまして、通帳なしでの預金払戻しを可能とする金融上の措置とともに、被災された地方公共団体に、利用可能な未利用地や公務員宿舎の空き部屋情報を提供いたしました。

また、災害の復旧に当たりましては、国が負担する復旧事業費の早期予算措置を図るため、当局から災害現場に立会官を派遣いたしまして、国土交通省や農林水産省の担当者とともに災害査定を実施しております。冬が本格化する前にとこの地元の要望に応えるため、担当の課だけではなくて、理財部をはじめ、財務局の全局的に災害査定の実験者を動員して対応させていただいたところでございます。

こうした災害時における国有財産に係る情報提供はこれまでも取り組んできたところでございますが、間もなく5年が経過いたします東日本大震災への対応では、被災者・被災地への支援として、国有地の活用に関する窓口の一元化を図り、財務省所管財産だけでなく、各省各庁の財産もあわせまして、被災地方公共団体への情報提供及び財産提供を実施してまいりました。こうして提供した国有財産につきましては、現在も仮設住宅敷地や庁舎、仮庁舎として利用いただいているところでございます。

さて、今回、皆様に御参集いただきましたこの仙台合同庁舎B棟でございますけれども、東北財務局は昨年11月末にこちらに移転いたしましたところでございます。新庁舎の完成や移転により生じた既存庁舎の空きスペースの活用により、老朽庁舎や民間借上げ庁舎、それから分散している庁舎の解消が図られることとなります。こうした使用調整につきましては、後ほど報告事項として最近の実績を紹介させていただきますが、省庁横断的な入替調整を行うことで、庁舎などの効率的な使用を推進し、借受費用の縮減や売却可能財産の創出などを図っております。

また、地方公共団体と連携して国有財産の最適利用を図ることを目的として、昨年度、各県に設置した各地区国公有財産最適化連絡協議会を活用するなどしながら、未利用国有地の売却、有効活用を積極的に推進しているところでございます。一例といたしまして、待機児童解消に努める仙台市と連携し、未利用国有地を保育所として活用していただくべく、当局管内では初めてとなる定期借地制度を用いた貸付契約を昨年7月に2件締結いたしました。

いずれにいたしましても、国有財産は国民共有の財産でございますので、当局としましては、引き続き地域と連携し、地方公共団体ともよくお話をさせていただきながら、国有財産の有効活用を通じて地域貢献に努めていきたいと考えております。

本日の御審議の中で委員の皆様方からいただきました御意見などにつきましては、今後の国有財産行政に生かしてまいりたいと考えておりますので、皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

〔 7 . 審 議 等 〕

（ 1 ） 諮 問 事 項

「青森県東津軽郡平内町に所在する普通財産を、平内町に対し、消防庁舎等防災施設整備事業用地として時価売却することについて」

○氏家会長

それでは、審議に入りたいと存じます。

事務局から、諮問事項の説明をお願いいたします。

○橋本管財部長

管財部長の橋本でございます。

それでは、今回の諮問事項につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

諮問事項は、青森県東津軽郡平内町に所在する普通財産を、平内町に対し、消防庁舎等防災施設整備事業用地として時価売却する事案でございます。

対象財産の概要につきまして御説明いたします。

本件財産は、青森県東津軽郡平内町大字沼館字家岸に所在し、面積は約 8 万 5, 0 0 0 平方メートルでございます。もともとは法務省所管の青森少年院及び職員宿舎の敷地でありましたが、青森少年院が閉庁されたことにより、平成 2 7 年 1 月に引継ぎを受けたものでございます。

今回の対象財産は、青い森鉄道「小湊駅」から東に約 1. 6 キロメートルに位置し、周辺は青森県立青森東高校平内校舎や青森県産業技術センター林業研究所のほか、戸建ての住宅が建ち並ぶ地域となっております。このたび、平内町から防災施設整備事業用地として取得したい旨の要望が出され、面積が約 8 万 5, 0 0 0 平方メートルと、当審議会の付議基準に定めます人口 5 万人未満の地域に所在する 1 万平方メートル以上に該当いたしますので、諮問するものでございます。

資料の 1 ページの位置図を御覧ください。

平内町の位置について御説明いたします。東津軽郡平内町は、青森県のほぼ中央、青森市の東側に接し、陸奥湾に面したところに位置します。

平内町の人口は約 1 万 2, 0 0 0 人、特産物といたしましては、生産量が日本一の養殖ほたてが挙げられます。

先ほども申し上げましたが、今回の対象財産は、青い森鉄道「小湊駅」から東に 1. 6 キロメートルに位置しております。また、対象財産の西側には平内町役場が所在してございます。

続きまして、2 ページの案内図を御覧ください。

対象財産は、赤で表示した部分でございます。

先ほども申しましたが、国有地の周辺は、西側に青森県立青森東高校平内校舎が隣接しまして、国道 4 号線を挟んで南側に青森県産業技術センター林業研究所があるほか、主に戸建ての住宅が立ち並ぶ地域で、都市計画上の用途地域は第一種住居地域及び第二

種住居地域となっている地区でございます。

続きまして、3ページの航空写真を御覧ください。

赤線で囲まれた国有地と町役場、駅など公共施設との位置関係や、周辺の建物の敷地と比較し広大な規模の土地であることがおわかりいただけるかと思えます。

なお、航空写真には、青森少年院及び職員宿舎の建物が写っていますが、現在は全て取り壊され更地となっております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

これは現在の国有地の状況でございます。写真1が国有地の北側から、写真2が国有地の東側から撮影したもので、更地となっている状況が御確認いただけるかと思えます。

次に、諮問事項であります平内町の利用計画について御説明させていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

赤い線で表示しているとおり、国有地を大きく2つに分けての利用計画となっております。まず、国道4号線に面した南側でございますが、消防庁舎、防災用ヘリポート、ドクターヘリポートを国有地上に整備しようとするものです。北側につきましては、平時においては多目的広場、冬は雪捨て場として活用するとともに、大規模災害発生時における緊急避難所及び仮設住宅建設用地として確保し、迅速な対応を行うことを目的とするものでございます。

消防庁舎につきましては、現在、町役場に隣接して建設されておりますが、昭和43年建築の古い建物で老朽化が進んでいること、情報システムの導入に伴う機器設置等により狭隘化が進行していることから、建替えの必要に迫られていたところでございます。

しかしながら、必要な面積や立地条件を満たす用地を町で保有していないことから建て替えが困難な状況にあった中で、青森少年院の閉庁により活用可能な国有地が生じたことから、北側の緊急避難所及び仮設住宅建設用地とあわせて、平内町の地域防災計画における防災拠点施設整備事業として利用する計画を策定し、売払いの要望に至ったものでございます。

整備事業のスケジュールといたしましては、本日の審議会において御了承をいただくことが前提となりますが、平成29年度に売買契約を締結後、全体の整備事業の完了が平成37年と時間を要するものとなっております。これは、本件財産と南側の国道4号線との間に3メートル程度の高低差があること、国有地のほうが低くなっております、このため公共工事の残土を利用した用地整備の後に各種設計、整地工事、建築工事を行うことによるものでございます。

本件財産を売払いすることにより、防災拠点の整備が図られ、安心・安全なまちづくりに寄与することができるものと考えているところでございます。

本件財産の売払いに当たっては、全面積を時価売払することとし、売払価格の算定につきましては、民間の不動産鑑定士に依頼し、決定することとしております。

以上、平内町の諮問事項につきまして、説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問等ございましたら、どうぞお出しいただきたいと存じます。

はい、どうぞ。

○洞内委員

洞内でございます。

この少年院は平内町の地域の皆さんとともに半世紀近くあったと思いますが、ある意味ではこの町の方々が少年院を支えてきた歴史があると、私はそういうふうにも感じております。そうした意味で、この跡地利用には町の方々も大変大きな関心を寄せていたと思うのであります。それがこうした形で町の防災施設を整備するというところで、大変結構な計画であろうかと、私はそう思いますが、念のために伺いますが、この敷地の周辺、これは立ち木も一緒に町のほうにお売りになるということでございますか。

○橋本管財部長

これは現状のままとなります。

○洞内委員

そうすると、これは国道4号線に沿って結構な立ち木がまだ残っておると思うのでありますが、将来、この立ち木も伐採するという、あるいは高校側の立ち木等も伐採するということになるのでございましょうか。その辺は町のほうからお聞き取りでございませうか。

○橋本管財部長

町のほうからは、そこまでの話は聞いてございません。盛土にだいぶ時間がかかるといことで、整備するには時間がかかるとの説明を受けております。

○洞内委員

この町は雪もそんなに厚くないし、風もそんな強い町ではないと思うんですが、念のため、この立ち木伐採による何らかの影響あるいは支障があってもどうかなという気もいたしますので、その辺もひとつよろしく願いできればと思います。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○針生委員

長く地域の皆さんにある程度なくてはならないような文化財みたいなどころの意味合いもあって、長くそのままの手つかずの状況であったということは、やはり町の皆さんも、この防災センターをはじめ、何かの有効利用をぜひしてもらいたいという町の合意形成的な御意見も相当強かったのですかね。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

○橋本管財部長

平成25年に町のほうから取得要望を受けまして、そこから検討して、27年9月に防災施設整備事業用地として取得したい旨の要望が出されたと、事実関係としてはそういうことでございます。

町としましては、まだ町で取得してございませんので、こういう形で整備したいというのを町民の皆さんにお話はしていないそうございまして、特に町民の方からこういう利用計画でお願いしたいというお話も聞いていないというふうに伺ってございます。

○氏家会長

よろしゅうございますか。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○洞内委員

先ほど会長さんのほうから記者発表というお話がございましたが、この件についても了承を得たら記者発表ということなんでございますか。

○橋本管財部長

御了承いただきましたら、今日4時から投げ込みの形で。

○洞内委員

それはどちらに投げ込み。

○橋本管財部長

こちらの県の記者クラブと、電力の記者クラブ、2カ所です。

○洞内委員

そうですか、わかりました。

○氏家会長

いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○山田委員

山田と申します。

この本件について異議ではございません。あくまでも確認ということなんですけれども、まだ町民の皆さんにはこうした計画があるということは、まだお話はなかったということではよろしゅうございますか。

○橋本管財部長

はい。

○山田委員

と申しますのは、これはあくまでも杞憂だといいたすけれども、ヘリポートということで、これはもちろん非常に重要な、多分ドクターヘリですとかそういったことが想定されているかと存じます。でも、ヘリポートは、私も何度か聞いたことがありますけれども結構な音がいたしますので、今までの環境とちよつとやっぱり違うといった、特に周りには、住宅もおありのようですので、まあ離れているから大丈夫なのかなという気もしないでもないですが、恐らくそうしたところのお話もしていただけるのかなというふうには思いますが、その点、皆さんどういうふうにお受け止めになるのかなというのがちよつと気になったところではございました。そこを町民の皆さんにも、周りの皆さんにもよく了解していただけるよう説明をしていただければよろしいのかなと、こちらのほうでは思っている次第です。以上です。質問というよりは意見というようなことでございました。

○氏家会長

では、その辺の御説明もひとつよろしく町のほうにお伝えいただきたいと思いたすけれども。

よろしゅうございますか。御意見ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御意見等なければ、特に反対の御意見もないようでございますので、原案どおり決定いたしたいと思いたすけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御了解いただいたということで、原案どおり決定いたします。

(2) 報告事項

報告事項1 (第102回審議会答申事案処理経過)

「宮城県亶理郡亶理町に所在する普通財産を、亶理町に対し、都市公園用地として時価売払することについて」

○氏家会長

次に、報告事項に移りたいと思いたす。

事務局から、報告事項1について説明をお願いいたします。

○伊藤管財部次長

管財部次長の伊藤でございます。

報告事項1の宮城県亶理郡亶理町に所在する普通財産を、亶理町に対し、都市公園用地として時価売払した事案につきまして、これまでの経過と今後の予定について御報告をいたします。

本件は、前回、昨年6月開催の第102回東北地方審議会にお諮りし、答申をいただきました事案でございます。

対象財産の概要につきまして御説明いたします。

本財産は、宮城県亶理郡亶理町に所在いたします財務省所管一般会計の普通財産で、土地の面積が約1万平方メートルでございます。

亶理郡亶理町の位置でございますが、資料の1ページを御覧いただきます。

亶理町は、仙台市の南方約25キロメートル、太平洋に面した場所に位置してございます。

続きまして、資料の2ページになりますが、対象財産の位置でございます。

JR常磐線「亶理駅」の東方約5キロメートル、阿武隈川河口の南に位置してございます。

資料の3ページになりますが、亶理町の利用計画でございます。

対象財産の国有地は赤の線で囲った位置となりますが、亶理町では周辺一帯を「鳥の海公園」という都市公園として整備する計画でございます。

国有財産の処分の状況及び今後のスケジュールでございますが、先月、1月7日に売買契約を締結いたしました。売買代金は968万円でございます。

亶理町における鳥の海公園の整備スケジュールでございますが、盛土や施設整備を進め、平成32年度までに完成する予定でございます。

以上で報告事項1の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に御意見、御質問等をお出しいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、この報告を御了解するということで、報告事項1については以上とさせていただきます。

報告事項2（第99回審議会答申事案処理経過）

「青森県むつ市に所在する普通財産を、むつ市に対し、都市再生整備計画事業用地として時価売払することについて」

○氏家会長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

○伊藤管財部次長

それでは、続きまして、報告事項2の青森県むつ市に所在する普通財産を、むつ市に対し、都市再生整備計画事業用地として時価売却することにつきまして、これまでの経過と今後の予定について御報告をさせていただきます。

本件は、平成25年6月開催の第99回東北地方審議会にお諮りし、答申をいただきました事案でございます。また、平成26年6月開催の第100回東北地方審議会において、その時点における処分の状況を御報告させていただきましたが、その後の状況につきまして御報告をさせていただきます。

対象財産の概要につきまして御説明いたします。

本財産は、青森県むつ市桜木町に所在いたします財務省所管一般会計の普通財産5筆で、土地の合計面積が約7,000平方メートル、ほかに木造平屋建て130平方メートルの建物が1棟ございます。これらの財産は、防衛省海上自衛隊大湊地方総監部職員宿舎敷地及び旧日本海軍参謀長の官舎として使用されていた財産でございます。

資料の1ページを御覧いただきます。

対象財産の位置でございますが、本財産はJR大湊線「大湊駅」の南西約3.2キロメートル、海上自衛隊大湊地方総監部の北側に位置してございます。

資料の2ページになりますが、対象財産はこの赤い線で囲まれた部分でございます。5カ所になります。東側は戸建て住宅が建ち並び、南側に海上自衛隊大湊地方総監部施設の北洋館が所在し、また、北側には水源地公園が所在している地域でございます。

むつ市の利用計画でございますが、むつ市では平成23年度から27年度までの5カ年計画で、北の防人大湊地区都市再生整備計画事業を進めてきたところでございます。

この事業の概要といたしましては、水源地公園と海上自衛隊大湊地方総監部の施設内でございます旧軍施設の資料を展示している北洋館、この地区を市民・観光客が親しめる憩いのゾーンとして整備し、むつ市の地域交流、観光交流の拡大、増進を目指すこととしているものでございます。

当該事業につきましては、平成23年度から周辺道路や各種施設の整備事業を進めてきたところですが、一方で、市の財政事情により、当初計画から、整備する道路延長の縮小や施設整備の一部を取りやめるなど、計画内容を見直し、事業費の圧縮を図りながら実施してきております。

答申をいただいた国有財産5筆の処分の経過でございますが、平成25年7月に、事業の核となる観光交流センター「北の防人大湊 安渡館」の用地及びエントランスポケットパーク用地の2筆について、平成26年8月には、駐車場整備用地1筆について、むつ市と売買契約を締結いたしました。売買代金は、合わせて1,170万円でございます。

残る駐車場用地1筆と旧参謀長官舎及び敷地につきましては、市の財政状況が厳しいことを理由に、平成27年6月10日付で取得要望が取り下げられたものでございます。このため、当該財産は、今後、一般競争入札により売り払う予定でございます。

以上で報告事項2の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見などございますか。

はい、どうぞ。

○洞内委員

これは、一般競争入札の結果については、後日また当審議会等に報告というのはあるんでしょうか。

○橋本管財部長

いえ、入札につきましては、当審議会には御報告等はありません。

○氏家会長

よろしゅうございますか。

○橋本管財部長

ただ、入札を実施しましたら、公告として最初、これを売りますということを出しますし、売却後にはまたその結果も、業種ですとか、個人でしたら個人とか、金額ですとかを公表することとしております。

○洞内委員

わかりました。

○氏家会長

はい、どうぞ。

○浅野委員

浅野ですけれども、一応この用地についてはむつ市のほうで事業用地として取得するという希望を出され、それが予算上の都合でということを取り下げることになったということなのですが、そうしますと、市のほうで事業計画そのものを完全に撤退したと、その部分についてですね、というのであればいいんだと思うんですけれども、そうではなくて、一般競争入札にしてしまいますと、もう民有地になってしまうわけですね。そうすると、市としては将来的にまた事業としてやりたかったんだけど、計画したんだけど、結局はもうやれなかったということになるのはどうなのかなと若干疑問を持つので、例えばある程度そのまま保留しておくとか、そういうことは可能なのか、そういうのは無視してしまっているのかという、その辺のところをちょっと御説明ください。

○橋本管財部長

参謀長官舎は明治35年の建物なんです。それを保存活用するという計画だったんですけども、やはり年間相当な維持費がかかる、数千万円かかるということで、市のほうとしては財政事情を考慮してその保存を断念するという形なんですけど、民間の方が市に代わってそういうことをやってみようという方もいらっしゃるようですので、我々としては、当面、建物付きで入札してみたいなと思っております。それで、その結果によっては、次どうするかというのは、またその時点で考えたいと、そのように考えているところでございます。

○氏家会長

よろしゅうございますか。

ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、こういう報告ということにさせていただきます。

報告事項3

「庁舎等の使用に関する調整の実施状況について」

○氏家会長

続きまして、報告事項の3の説明をお願いいたします。

○伊藤管財部次長

それでは、引き続きまして、報告事項3の庁舎等の使用に関する調整の実施状況について御説明させていただきます。

初めに、庁舎等の使用に関する調整について、その制度の概要を御説明いたします。

財務省では、既存庁舎の有効活用を図るとともに、集約化に伴う売却可能財産の創出や借受庁舎の解消を実現するため、官署の入替調整を行っております。

調整対象面積の合計が600平方メートル以上の場合、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法、これを私どものほうでは庁舎法と呼んでおりますが、この庁舎法第4条に基づき使用調整が必要となり、財務本省に置かれております財政制度等審議会、いわゆる財政審でございますが、この財政審の国有財産分科会にお諮りした上で、財務本省が庁舎等使用調整計画を策定し、その結果をこの審議会に御報告することとなっております。したがって、600平方メートル以上の使用調整の権限は財務本省にあるということでございます。

なお、600平方メートル未満の場合は、国有財産法第10条に基づく調整となりまして、地方財務局において調整することができることとなっております。

財務局において調整することができる事案、10条調整につきましては、秋田県由利本荘市、青森県むつ市、宮城県仙台市、宮城県大河原町、青森県五所川原市の5件が、調整面積600平方メートル未満の庁舎となっております。

10条調整を実施した事案でございますが、農政局や中央労働委員会事務局東北事務

所の統廃合、法務局の組織見直しに伴い専用部分等に空きスペースが生じたことから、各官署の新たな行政需要に対する庁舎の有効活用や借受庁舎の解消並びに庁舎の集約化を図ったものでございます。

なお、600平方メートル以上の使用調整事案については、今回、該当はございませんでした。

以上で報告事項3の説明を終わらせていただきます。

○氏家会長

ありがとうございました。

今の報告に対しまして、御意見等をお出しいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告事項3については以上とさせていただきます。

以上で、本日予定された議題は全て終了でございます。

それでは、ここで河野局長から御挨拶を頂戴いたします。

○河野財務局長

本日は、当局から諮問いたしました事項につきまして御審議をいただき、誠にありがとうございました。答申いただきました内容につきましては、早速処理を進めてまいりたいと存じます。

さて、御案内のとおり、この5月にはG7財務大臣・中央銀行総裁会議がここ仙台の地で開催される予定になっておりまして、現在、財務本省、それから東北財務局挙げて準備を進めているところでございます。

委員の皆様方には、国有財産関係に限らず、財務・金融行政一般につきましても、御意見や御質問などがございましたら御遠慮なくお寄せいただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

簡単ではございますが、本日はどうもありがとうございました。

〔8. 閉 会〕

○氏家会長

それでは、これをもちまして第103回国有財産東北地方審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。